

琴浦町長 山 下 一 郎 様

琴浦町議会議長 桑 本 始 様

琴浦町教育委員会委員長 石前富久美 様

琴浦町農業委員会会長 福田昌治 様

琴浦町監査委員 松 田 道 昭

同 井 木 裕

定 期 監 査 報 告 書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 25 年度下半期分の定期監査を実施したので、同条第 11 項による監査委員の合議により、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第 1 報 告

1 監査の期間

平成 26 年 4 月 23 日(水)、24 日(木)、25 日(金)の 3 日間

2 監査の対象業務

地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画情報課、出納室、税務課、町民生活課、健康対策課、福祉課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設課、上下水道課、教育総務

課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の16機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては、概ね適正に処理されていることを認めることができた。

第2 監査措置

本定期監査での監査指摘等については、決算審査で行うものとする。